

## 浜松市応急手当の普及啓発活動推進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住民に対する応急手当の普及啓発活動の推進について、普及講習の実施方法並びに応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

### (普及啓発活動の計画的推進)

第2条 消防長及び消防署長（以下「署長」という。）は、普及啓発活動の効果的な推進に努めるものとする。

2 消防長は、管轄区域内の人口、救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定するものとする。

### (講習の実施)

第3条 消防長及び署長が実施する講習及びその内容は、次の表に掲げるとおりとする。

講習種別	主な項目	実施基準
応急救護講習	目的に応じて、上級救命講習の項目の一部を選択	別表第1
救命入門コース	心肺蘇生法	別表第2
普通救命講習	(1) 心肺蘇生法（主に成人を対象） (2) 大出血時の止血法	別表第3
	(1) 心肺蘇生法 受講対象者によって成人又は小児、乳児及び新生児に対する心肺蘇生法とする。 (2) 大出血時の止血法 (3) 知識の確認及び実技の評価	別表第3の2
	(1) 心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象） (2) 大出血時の止血法	別表第3の3
上級救命講習	(1) 心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象） (2) 大出血時の止血法 (3) 傷病者の管理法 (4) 外傷の手当法 (5) 傷病者の搬送法	別表第4
応急手当指導員養成講習	指導要領	別表第5
	基礎的な知識技能及び指導要領	別表第5の2
	基礎的な知識技能及び指導要領	別表第5

			の 3
応急手当 普及員 養成講習	基礎的な知識技能及び指導要領		別表第 6
	指導要領		別表第 6 の 2
応急手当 指導員 再講習	救命及びその他の応急手当に必要な指導要領		別表第 7
応急手当 普及員 再講習	救命に必要な指導要領		別表第 8

( 応急救護講習等の申請 )

- 第 4 条 応急救護講習の申請は、応急救護講習受講申請書（第 1 号様式）により消防長に申請するものとする。
- 2 救命入門コースの申請は、救命入門コース受講申請書（第 2 号様式）により消防長に申請するものとする。この場合において団体で申請するときは、申請書に代表者の氏名等を記載し、別紙にて受講希望者の氏名等を記載して行うものとする。
- 3 普通救命講習及び上級救命講習並びにこれらの再講習の受講申請は、救命講習受講申請書（第 3 号様式）により消防長に申請するものとする。この場合において、団体で申請するときは、前号と同様の申請とする。

( 講習修了証等の交付等 )

- 第 5 条 消防長は、救命入門コース参加者に対し、コース参加証（第 4 号様式）を交付するものとする。
- 2 消防長は、普通救命講習修了者及び上級救命講習修了者で、救命技能を有すると認められる者に対し、講習修了証（第 5 号様式、第 6 号様式、第 7 号様式及び第 8 号様式）を交付するものとする。
- 3 前項の修了証を交付したときは、救命講習修了証交付名簿（第 9 号様式）に修了者の氏名、住所等必要な事項を記録するものとする。
- 4 普通救命講習修了者及び上級救命講習修了者は、救命技能の維持向上に努めるものとする。
- 5 消防長は、次の各号の一に該当するときは、第 2 項の講習修了証を再交付できる。
- (1) 紛失したとき。
  - (2) 汚損又は破損したとき。
  - (3) 記載事項に変更が生じたとき。
  - (4) 前 3 号に定めるもののほか、消防長が必要であると認めたとき。
- 6 前項の再交付の申請は、救命講習修了証再交付申請書（第 10 号様式）によ

り消防長に申請するものとする。

( 応急手当指導員 )

第 6 条 応急手当指導員は、第 3 条に規定する応急救護講習、救命入門コース、普通救命講習及び上級救命講習の指導を行うものとする。

2 消防長は、次の各号の一に該当する者の中から適任と認められるものを、応急手当指導員として認定する。

(1) 次のア又はイに該当する者で、第 3 条に規定する応急手当指導員養成講習を修了した者

ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有するもの（消防法施行令第 4 4 条第 3 項の規定に該当するものをいう。）

イ 消防職員であった者で、在職中に救急隊員の資格を有していたもの

(2) 前号アに該当する者で、過去 1 年間に 3 0 時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認められるもの

(3) 前 2 号以外の消防職員又は消防職員であった者で、第 3 条に規定する応急手当指導員養成講習を修了したもの

(4) 次条に定める応急手当普及員で、第 3 条に規定する応急手当指導員養成講習を修了したもの

(5) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認めるもの

( 応急手当普及員 )

第 7 条 応急手当普及員は、消防長の指導のもとで任意に計画して、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織」という。）の従業員又は構成員に対して、当該事業所又は防災組織が実施する応急手当の普通救命講習の指導に従事するものとする。

2 消防長は、浜松市に居住し、勤務し、又は在学している満 1 8 歳以上の者で、次の各号の一に該当するもののうちから適任と認められるものを、応急手当普及員として認定する。

(1) 第 3 条に規定する応急手当普及員養成講習を修了した者

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者で、第 3 条に規定する応急手当普及員養成講習を修了したもの

ア 救急救命士の資格を有するもの

イ 消防職員であった者で、応急手当指導員の資格を有していたもの

ウ 消防職員であった者で、救急隊員の資格を有していたもの

(3) 前号ア又はイに該当する者で、過去 2 年以内に浜松市消防局に在職し、応急手当の普及啓発の業務に従事していたと認められるもの

(4) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認めるもの

( 認定証の交付 )

第 8 条 消防長は、第 6 条第 2 項の規定により応急手当指導員を認定したときは、当該応急手当指導員を応急手当指導員・応急手当普及員名簿（第 1 1 号様式）に登録するとともに、応急手当指導員認定証（第 1 2 号様式）を交付するものとする。

2 消防長は、前条第 2 項の規定により応急手当普及員を認定したときは、当該応急手当普及員を応急手当指導員・応急手当普及員名簿に登録するとともに、応急手当普及員認定証（第 1 3 号様式）を交付するものとする。

3 消防長は、次の各号の一に該当するときは、第 1 項及び第 2 項の認定証を再交付できる。

(1) 紛失したとき。

(2) 汚損又は破損したとき。

(3) 記載事項に変更を生じたとき。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、消防長が必要であると認めたとき。

4 前項の再交付の申請は、応急手当指導員・応急手当普及員認定証再交付申請書（第 1 4 号様式）により消防長に申請するものとする。

( 認定証の有効期間 )

第 9 条 前条第 1 項の認定証の有効期間は、認定日から 3 年間（認定時に浜松市消防局に在職していた者については、当消防局を離職した日から 3 年間とする。）とする。ただし、有効期間満了前に第 3 条に規定する応急手当指導員再講習（第 6 条第 2 項第 5 号により認定証の交付を受けている者は再講習を免除する。）を受講した者については、さらに 3 年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

2 前条第 2 項の認定証の有効期間は認定日から 3 年間とする。ただし、有効期間満了前に第 3 条に規定する応急手当普及員再講習（第 7 条第 2 項第 4 号により認定証の交付を受けている者は再講習を免除する。）を受講した者については、さらに 3 年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず消防長は、応急手当指導員等がその職にふさわしくない行為を行ったと認めたときは認定を取り消すことができる。

4 応急手当指導員等は、紛失した認定証が発見されたときは、認定証を速やかに消防長に返納しなければならない。

5 応急手当指導員等の再講習の申請は、応急手当指導員・応急手当普及員再講習受講申請書（第 1 5 号様式）により消防長に申請するものとする。

( 応急手当指導員等養成講習の申請等 )

第 1 0 条 応急手当指導員又は、応急手当普及員養成講習の申請は、応急手当指導員・応急手当普及員養成講習受講申請書（第 1 6 号様式）により消防長に申請するものとする。

2 応急手当指導員等養成講習の講師は、医師、看護師、救急救命士、その他の

応急手当指導員で、応急手当の指導に関して高度な技能及び十分な経験を有する者をもって充てる。

- 3 消防長は、第3条に規定する応急手当指導員養成講習を行った場合において、当該講習の修了者が消防職員以外の者で、かつ、住所地が浜松市外であるときは、当該修了者の住所地を管轄する消防機関の消防長に対して、当該講習を修了した旨を通知するものとする。

( 応急手当指導員等の責務 )

第11条 応急手当指導員等は、自分が担当する普及講習が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術、指導方法等について、常に研鑽に努めるものとする。

( 消防長の責務 )

第12条 消防長は、応急手当指導員等に対し、救急医療の進歩に合わせた応急手当の普及指導に十分対応できるようにするため、応急手当の知識及び技術に関し適宜再教育を行うよう配慮するものとする。

- 2 消防長は、事業所又は防災組織が応急手当の普及講習を行おうとするときは、当該講習が適正に実施されるよう、当該講習に従事する応急手当普及員に対し必要な助言を与えるものとする。
- 3 消防長は、応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、指導用ビデオ等の普及啓発用資機材の計画的な配備に努めるものとする。
- 4 消防長は、市民に対する応急手当の普及講習及び応急手当指導員等養成講習の実施に当たっては、応急手当を行う場合に係る感染防止の留意事項についての指導を行うほか、心肺蘇生法の実技実習を行う場合においては、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の必要な措置を行うものとする。
- 5 消防長は、市民に対する応急手当の普及啓発活動を円滑に実施するため、住民に対する応急手当の普及啓発活動を実施している他の関係機関との連携協力に努めるものとする。

( 広報 )

第13条 消防長及び署長は、普及啓発活動の効果的な推進を図るため、次に掲げる救急に関する広報を行うものとする。

- (1) 救急業務に関する知識の普及啓発
- (2) 救急事故の予防に関する普及啓発
- (3) 救急車の適正利用に関する普及啓発
- (4) その他普及業務の推進に必要な事項

( 実施状況の報告 )

第14条 警防課長及び署長は、第3条に規定する講習を行った場合は、応急手当普及啓発活動実施状況表(第17号様式)により消防長に報告するものとする。

る。

(名簿の管理)

第15条 消防長は、次の各号により名簿の管理を行うものとする。

- (1) 第5条第3項による記録については、救命講習修了証交付名簿(常用)により管理するものとする。
- (2) 第8条第1項及び第2項による登録については、応急手当指導員・応急手当普及員名簿(常用)により管理するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

応急救護講習実施基準

1 到達目標	1 応急手当の重要性が理解できる。 2 実施内容を理解し、実施できる。
2 標準的な実施要領	1 実習を主体とすること 2 受講者数及び受講者の応急手当に関する知識・技能の程度によって適宜実施すること 3 応急手当の重要性及び応急手当の対象者とその必要性を必ず実施すること

項 目		細 目	指 導 内 容
応急手当の重要性		応急手当の目的 応急手当の必要性（心停止の予防を含む）等	救急車到着までの応急手当の必要性 救命の連鎖（救命のリレー）と市民の役割 救命処置、悪化防止と苦痛の軽減 心停止の予防等
救命に必要な応急手当（成人・小児・乳児・新生児に対する方法）	心肺蘇生法	反応の確認、通報等	反応の確認の意義 二次災害防止 反応の確認要領 協力者の要請方法 119番通報とAEDの手配等
		呼吸の確認	呼吸の確認の意義 呼吸の確認要領
		胸骨圧迫	胸骨圧迫の意義 胸骨圧迫の実施要領
		気道確保	気道確保の意義 気道確保の実施要領
		口対口（口鼻）人工呼吸	人工呼吸の意義 人工呼吸の実施要領 感染防止の意義 感染防止の実施要領
		シナリオに対応した心肺蘇生法	シナリオを使用しての基本的な心肺蘇生法の実施
	AEDの使用法	AEDの使用方法等（ビデオ等）	AED使用の意義 AED使用対象者 AEDの仕組み AED使用上の注意点
		指導者による使用法の呈示	電源の入れ方 パッドの貼り方 心電図の解析要領 除細動の実施要領 救急隊等への報告要領
		AEDの実技要領	AEDを用いた一連動作の実施 実施すべき動作の確認
	異物除去法	異物除去要領	異物除去の意義 背部叩打法 腹部突き上げ法 反応がない場合の対応要領
効果確認	心肺蘇生法の効果確認	AEDの使用を含めた心肺蘇生法の実施による効果の確認	
止血法	直接圧迫止血法	止血法の意義 圧迫点 圧迫要領	
心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）	知識の確認	筆記試験による知識の確認	
心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）	シナリオを使用した実技の評価	AEDの操作を含む実技の評価 主として成人を対象として実施する。 受講者によっては、小児、乳児、新生児に対する方法も実施する。	
その	傷病者管理法	衣類の緊縛解除	緊縛解除の意義
		保温法	保温の意義 保温要領

他の 応急 手当		体位管理法	体位管理の意義 体位管理要領	
	外傷の手当要領	包帯法	包帯法の意義 創傷保護要領 清潔操作要領	
		副子固定法	副子固定法の意義 部位の確認要領 部位の固定要領 副子固定要領 雑誌等による固定要領	
		熱傷の手当	程度の確認要領 程度別による処置要領 受傷物質による熱傷	
		その他の応急手当	熱中症、けいれん及び歯の損傷等による処置要領	
	搬送法	搬送の方法	担架搬送要領 徒手搬送要領	
		担架搬送法	状況別による担架搬送要領	
		応急担架作成	日用品による担架作成要領	
	合 計 時 間			

備考	1 指導内容は、受講者の目的に応じて、項目の一部を選択すること 2 講習時間は、受講者と調整の上、決定すること
----	--



別表第2（第3条関係）

救命入門コース実施基準

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。
2 標準的な実施要領	1 実習を主体とすること 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とすること 3 訓練用資器材一式に対して、受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して、受講者10名以内とすることが望ましい。

項 目	細 目	指 導 内 容	時 間 (分)	
応急手当の重要性	応急手当の目的 応急手当の必要性（心停止の予防を含む）等	救急車の到着までの応急手当の必要性 救命の連鎖(救命のリレー)と市民の役割 救命処置、悪化防止と苦痛の軽減 心停止の予防等	15	
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	反応の確認、通報等	反応の確認の意義 二次災害防止 反応の確認要領 協力者の要請方法 119番通報とAEDの手配等	75
		胸骨圧迫	胸骨圧迫の意義 胸骨圧迫の実施要領	
		気道確保	気道確保の意義 気道確保の実施要領	
		口对口人工呼吸法	呼吸の確認の意義 呼吸の確認要領	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	シナリオを使用しての基本的な心肺蘇生法の実施	
	AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）	AED使用の意義 AED使用対象者 AEDの仕組み AED使用上の注意点	
		AEDの実技要領	AEDを用いた一連動作の実施 実施すべき動作の確認	
合 計 時 間			90	

備考	普及時間を分割した講習を可能とする。
----	--------------------

別表第3（第3条関係）

普通救命講習 実施基準

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。
2 標準的な実施要領	1 実習を主体とすること 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とすること 3 訓練用資器材一式に対して、受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者10名以内とすることが望ましい。

項 目	細 目	指 導 内 容	時 間 (分)	
応急手当の重要性	応急手当の目的 応急手当の必要性（心停止の予防を含む）等	救急車到着までの応急手当の必要性 救命の連鎖（救命のリレー）と市民の役割 救命処置、悪化防止と苦痛の軽減 心停止の予防等	15	
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	反応の確認、通報等	反応の確認の意義 二次災害防止 反応の確認要領 協力者の要請方法 119番通報とAEDの手配等	165
		呼吸の確認	呼吸の確認の意義 呼吸の確認要領	
		胸骨圧迫	胸骨圧迫の意義 胸骨圧迫の実施要領	
		気道確保	気道確保の意義 気道確保の実施要領	
		口対口人工呼吸	人工呼吸の意義 人工呼吸の実施要領 感染防止の意義 感染防止の実施要領	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	シナリオを使用しての基本的な心肺蘇生法の実施	
	AEDの使用法	AEDの使用方法等（ビデオ等）	AED使用の意義 AED使用対象者 AEDの仕組み AED使用上の注意点	
		指導者による使用法の呈示	電源の入れ方 パッドの貼り方 心電図の解析要領 除細動の実施要領 救急隊等への報告要領	
		AEDの実技要領	AEDを用いた一連動作の実施 実施すべき動作の確認	
	異物除去法	異物除去要領	異物除去の意義 背部叩打法 腹部突き上げ法 反応がない場合の対応要領	
効果確認	心肺蘇生法の効果確認	AEDの使用を含めた心肺蘇生法の実施による効果の確認		
止血法	直接圧迫止血法	止血法の意義 圧迫点 圧迫要領		
合 計 時 間			180	

備 考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと 2 普及時間を分割した講習を可能とする。
-----	--

別表第3の2（第3条関係）

普通救命講習 実施基準

1 到達目標	1 心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。
2 標準的な実施要領	1 実習を主体とすること 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とすること。 3 訓練用資器材一式に対して、受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者10名以内とすることが望ましい。

項目	細目	指導内容	時間(分)
応急手当の重要性	応急手当の目的 応急手当の必要性（心停止の予防を含む）等	救急車到着までの応急手当の必要性 救命の連鎖（救命のリレー）と市民の役割 救命処置、悪化防止と苦痛の軽減 心停止の予防等	15
救命に必要な応急手当（成人又は小児・乳児及び新生児に対する方法）	心肺蘇生法	反応の確認、通報等 反応の確認の意義 二次災害防止 反応の確認要領 協力者の要請方法 119番通報とAEDの手配等	165
		呼吸の確認 呼吸の確認の意義 呼吸の確認要領	
		胸骨圧迫 胸骨圧迫の意義 胸骨圧迫の実施要領	
		気道確保 気道確保の意義 気道確保の実施要領	
		口対口人工呼吸 人工呼吸の意義 人工呼吸の実施要領 感染防止の意義 感染防止の実施要領	
		シナリオに対応した心肺蘇生法 シナリオを使用しての基本的な心肺蘇生法の実施	
	AEDの使用法	AEDの使用法等（ビデオ等） AED使用の意義 AED使用対象者 AEDの仕組み AED使用上の注意点	
		指導者による使用法の呈示 電源の入れ方 パッドの貼り方 心電図の解析要領 除細動の実施要領 救急隊等への報告要領	
		AEDの実技要領 AEDを用いた一連動作の実施 実施すべき動作の確認	
	異物除去法	異物除去要領 異物除去の意義 背部叩打法 腹部突き上げ法 反応がない場合の対応要領	
効果確認	心肺蘇生法の効果確認 AEDの使用を含めた心肺蘇生法の実施による効果の確認		
止血法	直接圧迫止血法 止血法の意義 圧迫点 圧迫要領		
心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）	知識の確認 筆記試験による知識の確認	60	
心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）	シナリオを使用した実技の評価 AEDの操作を含む実技の評価 受講者により、成人を対する方法の実施 受講者により、小児、乳児、新生児に対する方法の実施		
合計時間			240

備  
考

- 1 普通救命講習 は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されるものを対象とする。
- 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること
- 3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと
- 4 普及時間を分割した講習を可能とする。

別表第3の3（第3条関係）

普通救命講習 実施基準

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。
2 標準的な実施要領	1 実習を主体とすること 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とすること 3 訓練用資器材一式に対して、受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者10名以内とすることが望ましい。

項目	細目	指導内容	時間(分)	
応急手当の重要性	応急手当の目的 応急手当の必要性（心停止の予防を含む）等	救急車到着までの応急手当の必要性 救命の連鎖（救命のリレー）と市民の役割 救命処置、悪化防止と苦痛の軽減 心停止の予防等	15	
救命に必要な応急手当（主に小児・乳児・新生児に対する方法）	心肺蘇生法	反応の確認、通報等	反応の確認の意義 二次災害防止 反応の確認要領 協力者の要請方法 119番通報とAEDの手配等	165
		呼吸の確認	呼吸の確認の意義 呼吸の確認要領	
		胸骨圧迫	胸骨圧迫の意義 胸骨圧迫の実施要領	
		気道確保	気道確保の意義 気道確保の実施要領	
		口対口（口鼻）人工呼吸	人工呼吸の意義 人工呼吸の実施要領 感染防止の意義 感染防止の実施要領	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	シナリオを使用しての基本的な心肺蘇生法の実施	
	AEDの使用法	AEDの使用方法等（ビデオ等）	AED使用の意義 AED使用対象者 AEDの仕組み AED使用上の注意点	
		指導者による使用法の呈示	電源の入れ方 パッドの貼り方 心電図の解析要領 除細動の実施要領 救急隊等への報告要領	
		AEDの実技要領	AEDを用いた一連動作の実施 実施すべき動作の確認	
	異物除去法	異物除去要領	異物除去の意義 背部叩打法 腹部突き上げ法 反応がない場合の対応要領	
効果確認	心肺蘇生法の効果確認	AEDの使用を含めた心肺蘇生法の実施による効果の確認		
止血法	直接圧迫止血法	止血法の意義 圧迫点 圧迫要領		
合計時間			180	

備考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと 2 普及時間を分割した講習を可能とする。
----	--

別表第4（第3条関係）

上級救命講習実施基準

1 到達目標	1 心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 4 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を実施できる。
2 標準的な実施要領	1 実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して、受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者10名以内とすることが望ましい。

項目	細目	指導内容	時間(分)
応急手当の重要性	応急手当の目的 応急手当の必要性（心停止の予防を含む）等	救急車到着までの応急手当の必要性 救命の連鎖（救命のリレー）と市民の役割 救命処置、悪化防止と苦痛の軽減 心停止の予防等	15
救命に必要な応急手当（成人・小児・乳児・新生児に対する方法）	心肺蘇生法	反応の確認、通報等 反応の確認の意義 二次災害防止 反応の確認要領 協力者の要請方法 119番通報とAEDの手配等	285
		呼吸の確認 呼吸の確認の意義 呼吸の確認要領	
		胸骨圧迫 胸骨圧迫の意義 胸骨圧迫の実施要領	
		気道確保 気道確保の意義 気道確保の実施要領	
		口対口（口鼻）人工呼吸 人工呼吸の意義 人工呼吸の実施要領 感染防止の意義 感染防止の実施要領	
		シナリオに対応した心肺蘇生法 シナリオを使用しての基本的な心肺蘇生法の実施	
	AEDの使用法	AEDの使用法等（ビデオ等） AED使用の意義 AED使用対象者 AEDの仕組み AED使用上の注意点	
		指導者による使用法の呈示 電源の入れ方 パッドの貼り方 心電図の解析要領 除細動の実施要領 救急隊等への報告要領	
		AEDの実技要領 AEDを用いた一連動作の実施 実施すべき動作の確認	
	異物除去法	異物除去要領 異物除去の意義 背部叩打法 腹部突き上げ法 反応がない場合の対応要領	
効果確認	心肺蘇生法の効果確認 AEDの使用を含めた心肺蘇生法の実施による効果の確認		
止血法	直接圧迫止血法 止血法の意義 圧迫点 圧迫要領		
心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）	知識の確認 筆記試験による知識の確認	60	

	心肺蘇生法に関する実技の評価 (実技試験)	シナリオを使用した実技の評価	AEDの操作を含む実技の評価 主として成人を対象として実施する。 受講者によっては、小児、乳児、新生児に対する方法も実施する。	
その他の 応急 手当	傷病者管理法	衣類の緊縛解除	緊縛解除の意義	120
		保温法	保温の意義 保温要領	
		体位管理法	体位管理の意義 体位管理要領	
	外傷の手当要領	包帯法	包帯法の意義 創傷保護要領 清潔操作要領	
		副子固定法	副子固定法の意義 部位の確認要領 部位の固定要領 副子固定要領 雑誌等による固定要領	
		熱傷の手当	程度の確認要領 程度別による処置要領 受傷物質による熱傷	
		その他の応急手当	熱中症、けいれん及び歯の損傷等による処置要領	
	搬送法	搬送の方法	担架搬送要領 徒手搬送要領	
		担架搬送法	状況別による担架搬送要領	
		応急担架作成	日用品による担架作成要領	
合 計 時 間				480

備 考	<p>1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと</p> <p>2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること</p> <p>3 普及時間を分割した講習を可能とする。</p>
--------	--

別表第5（第3条関係）

応急手当指導員養成講習

項 目		時間（分）	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45	
効果測定・指導内容に関する質疑への応答		45	
合 計 時 間		480	

（注）

- 1 「救命に必要な応急手当」とは、観察要領、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）をいう。
- 2 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法をいう。



別表第5の2（第3条関係）

応急手当指導員養成講習

項 目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	240	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への応答		120	
合 計 時 間		1,440	

（注）

- 1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識をいう。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止をいう。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）をいう。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法をいう。

別表第5の3（第3条関係）

応急手当指導員養成講習

項 目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	60	180
	救命に必要な応急手当の基礎実技	60	
	その他の応急手当の基礎実技	60	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	60	660
	救命に必要な応急手当の指導要領 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への応答		120	
合 計 時 間		960	

（注）

- 1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識をいう。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止をいう。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）をいう。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法をいう。

別表第6（第3条関係）

応急手当普及員養成講習

項 目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	120	540
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	300	780
	救命に必要な応急手当の指導要領 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む	360	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への応答		120	
合 計 時 間		1,440	

（注）

- 1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識をいう。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止をいう。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）をいう。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法をいう。

別表第6の2（第3条関係）

応急手当普及員養成講習

項 目		時間（分）
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。	180
合 計 時 間		240

（注）

- 1 「救命に必要な応急手当」とは、観察要領、心肺蘇生法、止血法をいう。
- 2 指導要領には、感染防止及び効果測定を含む。

別表第7（第3条関係）

応急手当指導員再講習

目標及び指導事項	応急手当指導技能の維持・向上を図ること 指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものを重点的に指導する。また、想定課題に基づく指導要領を展示指導させ、誤っている部分を修正指導する。
----------	--

項 目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	120
その他の応急手当の指導要領	120
合 計 時 間	240

(注)

- 1 「救命に必要な応急手当」とは、観察要領、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）をいう。
- 2 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法をいう。

別表第8（第3条関係）

応急手当普及員再講習

目標及び指導事項	応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものを重点的に指導する。また、想定課題に基づく指導要領を展示指導させ、誤っている部分を修正指導する。
----------	--

項 目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	180
合 計 時 間	180

（注）

- 1 「救命に必要な応急手当」とは、観察要領、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）をいう。

## 応急救護講習受講申請書

年 月 日	
(あて先) 浜松市消防長	
申請者 氏 名	
(フリガナ) 団 体 名	
連 絡 先	(            )            -
講習希望日時	年 月 日(    ) 時 分 ~ 時 分
講習希望場所 講習希望人員	人
講習内容	
受 付 欄	経 過 欄

(記載上の注意)

印欄は、記入しないでください。

## 救命入門コース受講申請書

年 月 日		
(あて先) 浜松市消防長		
申請者 氏 名		
(フリガナ) 氏 名		
連 絡 先	( ) -	
講習希望日時	年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分	
勤務先 1	名 称	
	所 在 地	( ) -
2 受 付 欄		2 経 過 欄

(記載上の注意)

- 1は必要に応じ記入してください。
- 2印欄は、記入しないでください。



## 救命講習受講申請書

年 月 日	
(あて先) 浜松市消防長	
申請者 氏 名	
(フリガナ) 氏 名	
連 絡 先	( ) -
講習種別  講習希望日時	1 普通救命講習                      2 普通救命講習 3 普通救命講習                      4 上級救命講習 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分
勤務先 1	名 称
	所 在 地
( ) -	
2 受 付 欄	2 経 過 欄

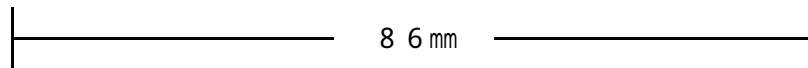
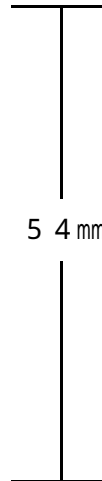
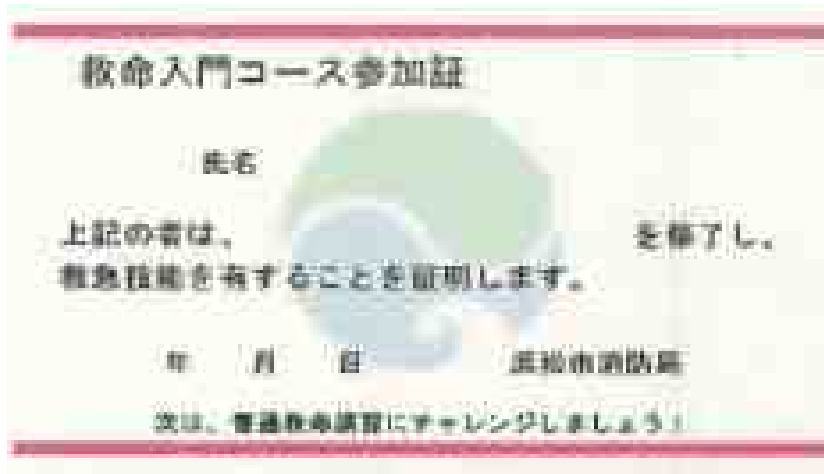
(記載上の注意)

- 1 講習種別を選択し、印をしてください。
- 2 1は必要に応じ記入してください。
- 3 2印欄は、記入しないでください。

第4号様式(第5条関係)

救命入門コース参加証

(表)



(裏)

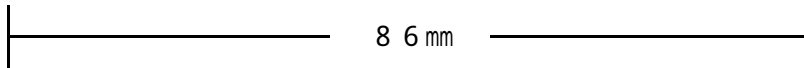
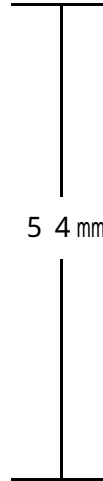


- 備考
- 1 地色は、両面白色とする。
  - 2 文字は、黒色とする。
  - 3 材質は、再生紙とする。

第5号様式(第5条関係)

普通救命講習 修了証

(表)



(裏)

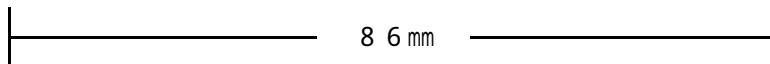
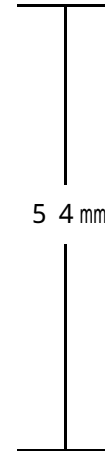


- 備考
- 1 地色は、両面白色とする。
  - 2 文字は、黒色とする。
  - 3 消防長印は、朱色とし、一辺13mmとする。
  - 4 材質は、再生紙とする。

第6号様式(第5条関係)

普通救命講習 修了証

(表)



(裏)

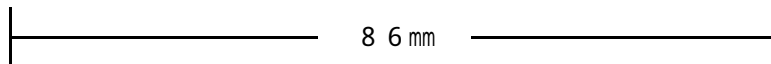
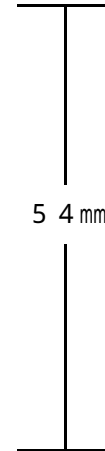


- 備考
- 1 地色は、両面白色とする。
  - 2 文字は、黒色とする。
  - 3 消防長印は、朱色とし、一辺13mmとする。
  - 4 材質は、再生紙とする。

第7号様式（第5条関係）

普通救命講習 修了証

（表）



（裏）

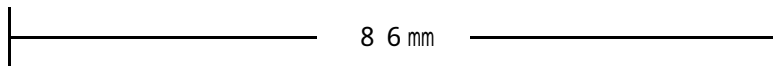
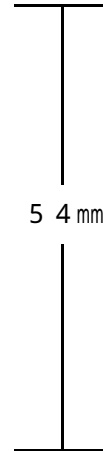


- 備考
- 1 地色は、両面白色とする。
  - 2 文字は、黒色とする。
  - 3 消防長印は、朱色とし、一辺13mmとする。
  - 4 材質は、再生紙とする。

第8号様式（第5条関係）

上級救命講習修了証

（表）



（裏）



- 備考
- 1 地色は、両面白色とする。
  - 2 文字は、黒色とする。
  - 3 消防長印は、朱色とし、一辺13mmとする。
  - 4 材質は、再生紙とする。



## 救命講習修了証再交付申請書

年 月 日					
（あて先） 浜松市消防長					
申請者 氏 名					
（フリガナ） 氏 名					
連 絡 先	(            )            -				
修了証種別	1 普通救命講習            2 普通救命講習 3 普通救命講習            4 上級救命講習				
交付番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">第</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">号</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">再 交 付 理 由</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">                             1 紛失            2 汚損・破損                              3 記載事項変更    4 その他                         </td> </tr> </table>	第	号	再 交 付 理 由	1 紛失            2 汚損・破損 3 記載事項変更    4 その他
第	号	再 交 付 理 由	1 紛失            2 汚損・破損 3 記載事項変更    4 その他		
受 付 欄	経 過 欄				

（記載上の注意等）

- 1 修了証種別を選択し、印をしてください。
- 2 印欄は、記入しないでください。
- 3 紛失を除き返納してください。（再交付後、旧修了証を見つけた場合は返納してください。）



第 1 1 号様式 ( 第 8 条関係 )

応急手当指導員・応急手当普及員名簿

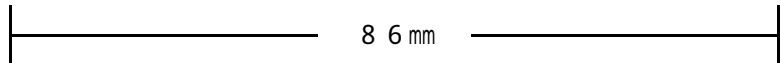
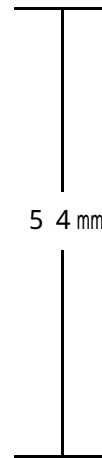
認定番号	氏 名	職員・非 職員の別	職員の場合は、階級等 職員以外の場合は住所	認定証交付 年 月 日	資格基準 講習種別	指導員講習 受 講 日	再講習 年月日	備考

- 1 「資格基準講習種別」欄は、要綱第 7 条第 2 項及び要綱第 8 条第 2 項の各号に該当する資格要件を、7-2-(1)・8-2-(1)等により記載すること。
- 2 「備考」欄は、救急研修等、救急の資格に関するものを記載すること。



第13号様式(第8条関係)  
 応急手当普及員認定証

(表)



(裏)



- 備考 1 地色は、表面緑色、裏面白色とする。  
 2 文字は、黒色とする。  
 3 消防長印は、朱色とし、一辺13mmとする。  
 4 消防章は、直径11mmとする。  
 5 材質は、合成樹脂製とする。

（あて先） 浜松市消防長		年 月 日	
		申請者 氏 名	
（フリガナ） 氏 名			
連 絡 先	( ) -		
修了証種別	1 応急手当指導員認定証      2 応急手当普及員認定証		
交付番号	第 号	再 交 付 理 由	1 紛失                      2 汚損・破損 3 記載事項変更      4 その他
受 付 欄		経 過 欄	

（記載上の注意等）

- 1 標題の認定証別を、二重線訂正により選択してください。
- 2 修了証種別を選択し、印をしてください。
- 3 印欄は、記入しないでください。
- 4 紛失を除き返納してください。（再交付後、旧認定証を見つけた場合は返納してください。）

(あて先) 浜松市消防長		年 月 日	
		申請者 氏 名	
(フリガナ) 氏 名			
連 絡 先		( ) -	
講 習 種 別		応急手当指導員講習 ( . . )	応急手当普及員講習 ( . . )
勤務先 1	名 称		
	所在地	( ) -	
2 受 付 欄		2 経 過 欄	

(記載上の注意)

- 1 標題の養成講習別を、二重線訂正により選択してください。
- 2 講習種別を選択し、印をしてください。
- 3 応急手当普及員の場合にあっては、主な普及啓発先を勤務先に欄に併せて記入してください。
- 4 1は必要に応じ記入してください。
- 5 2印欄は、記入しないでください。

第16号様式(第10条関係)

応急手当指導員

養成講習受講申請書

応急手当普及員

(あて先) 浜松市消防長		年 月 日	
		申請者 氏 名	
(フリガナ) 氏 名			
連 絡 先		( ) -	
講 習 種 別		応急手当指導員養成講習 ( . . )      応急手当普及員養成講習 ( . . )	
勤務先 1	名 称		
	所在地	( ) -	
2 受 付 欄		2 経 過 欄	

(記載上の注意)

- 1 標題の養成講習別を、二重線訂正により選択してください。
- 2 講習種別を選択し、印をしてください。
- 3 応急手当普及員の場合にあっては、主な普及啓発先を勤務先に欄に併せて記入してください。
- 4 1は必要に応じ記入してください。
- 5 2印欄は、記入しないでください。

